

## USPTO、適切なFA期間及び最終処分期間に対する意見公募を開始

2014年7月10日  
JETRO NY 今村・丸岡

USPTOは7月10日付官報(Federal Register/Vol.79, No.131)<sup>1</sup>で、適切なFA期間および最終処分期間に対する意見募集を開始した。

これは、今年3月に公表された2014-2018年度の戦略計画<sup>2</sup>において、「審査期間に関する長期目標は、ユーザーニーズを踏まえて、ユーザーとともに策定する」としていたことに起因するもの。

知財をめぐる環境の変化に対応し、かつ審査処理能力とユーザーニーズのバランスがとれた目標設定を行うことを目標に掲げている。

なお、2015年までの審査の期間目標は、一次審査期間(FA)10ヶ月、最終処分期間20ヶ月であり、これは2010-2015年度の戦略計画<sup>3</sup>において示されている。

今回の意見募集においては、以下の項目(概要抜粋)について意見が求められており、9月8日が締め切りとされている。

- 1.現在の目標が同庁、ユーザー等にとって、適正な戦略的目標となっているか。
- 2.FA および最終処分期間をこれまでのすべての技術分野における平均値から、ほぼ全件(90-95%)がこの目標の期間内に入るように変更すべきか。
- 3.全ての技術分野で同じ目標とすべきか。技術分野毎に異なる目標とする場合それをどのように策定すべきか。
- 4.特許期間の調整(パテントタームアジャストメント(PTA))との関係について。

---

<sup>1</sup> <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2014-07-09/pdf/2014-16031.pdf>

<sup>2</sup> 2014年3月14日付米国発特許ニュース：「[USPTO、次期5ヶ年戦略計画\(2014-2018年度\)を公表](#)」(PDF)参照。

<sup>3</sup> [USPTO 2010-2015 Strategic Plan](#) (PDF)

5. FA 期間の短縮により、隠れた先行技術 (“hidden” prior art) に関連する予期せぬ結果が発生するか。
6. 審査処理期間が長く (審査が遅く) なるような外的要因で注意すべきものはあるか。(例: 重要判決、料金、グローバルな知財動向など)。
7. 現行の評価指標 (FA 期間など) の他に、計測すべきと思われる指標はあるか。

(参考)

特許期間の調整 (35 U.S.C. 154 (b)) には、審査期間との関係で以下のように規定されている。

(a) USPTO の審査遅延

- ・出願から 14 ヶ月以内に拒絶理由又は特許許可の通知を発行しなかった場合 (35 U.S.C. 154(b)(1)(A)(i))。
- ・拒絶理由通知に対する出願人の応答、又は最終拒絶に対する審判請求から 4 ヶ月以内に USPTO が応答しなかった場合 (35 U.S.C. 154(b)(1)(A)(ii))。
- ・審判部の決定から 4 ヶ月以内に処理 (例えば審決を考慮した新たなオフィスアクションや特許許可通知の発行) を行わなかった場合 (35 U.S.C. 154(b)(1)(A)(iii))。
- ・発行料 (issue fee) の支払いから 4 ヶ月以内に特許を発行しなかった場合 (35 U.S.C. 154(b)(1)(A)(iv))。

(b) USPTO が出願の係属期間 3 年が経過してから特許許可の通知を発行した場合 (35 U.S.C. 154(b)(1)(B))

(c) インターフェアランス、秘密保持命令、審判・訴訟における手続の遅延

(了)